

5 児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担告示（案）

。厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第二項第二号（第二十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準

一 指定居宅支援等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援及び同法第二十一条の十二第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）を利用した際に障害児の扶養義務者が負担すべき額は、別表により算定した額とする。

二 前号の規定により指定居宅支援等を利用した際に障害児の扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		上限月額	負 担 基 準 額			
			児童 居宅介護 30分当たり	児童デイ サービス 1日当たり	児童 短期入所 1日当たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	100	
C 2	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200	
D 1	前年分の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分 0 ～ 30,000円以下	2,200	150	300	300	
D 2	30,001 ～ 80,000	3,300	200	400	400	
D 3	80,001 ～ 140,000	4,600	250	500	600	
D 4	140,001 ～ 280,000	7,200	300	700	1,000	
D 5	280,001 ～ 500,000	10,300	400	1,000	1,400	
D 6	500,001 ～ 800,000	13,500	500	1,300	1,800	
D 7	800,001 ～ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300	
D 8	1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800	
D 9	1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400	
D 10	2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100	
D 11	3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800	
D 12	3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500	
D 13	5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400	
D 14	6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	
(注)						
1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（児童短期入所については、宿泊を伴う場合のものであり、宿泊を伴わない場合は、1日の所要時間が4時間未満の場合は当該額の4分の1の額、1日の所要時間が4時間以上8時間未満の場合は当該額の2分の1の額、1日の所要時間が8時間以上の場合は当該額の4分の3の額とする）。ただし、支援費基準額を上限とする。						
2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。						
3 この表において「支援費基準額」とは、児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第 号）により算定される額をいう。						
4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。						

- 5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条